

成年後見ニュース

じゃがれたー No.24

(じゃがれたーは、日本成年後見法学会 (Japan Adult Guardianship Law Association) (=略称JAGA) が編集・発行するニュースレターです。)

発行日 平成27年1月31日  
 発行 日本成年後見法学会  
 発行人 理事長 新井 誠  
 編集 広報委員会  
 [委員長] 星野 美子  
 [委員] 岩井 英典  
 大輪 典子  
 小嶋 珠実  
 佐藤 米生  
 冨永 忠祐  
 長谷川秀夫  
 平岡 祐二  
 山口栄三郎

巻頭言

認知症高齢者等を社会全体で支える

厚生労働省老健局認知症・虐待防止対策推進室長 水谷 忠由

2014年7月に、実に約10年ぶりに老健局に戻ってきた。その頃はまだ、認知症施策を司る「室」は存在しなかったし、「認知症」ではなく「痴呆」という言葉で行政が行われていた。認知症施策をめぐる風景は、この10年間で大きく変わった。

当時、市民の方々を対象とした成年後見制度に係るイベントで、30分程度、厚生労働省の取組みについてお話をさせていただく機会があった。成年後見に直接関わる厚生労働省の施策だけでは時間をもたせることができないと思い、話を広げながら、最後は、低所得の高齢者の方が成年後見の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する事業を用意しているので、お住まいの市町村にこの事業に積極的に取り組んでもらうようお願いしてくださいという言葉で締めくくったことを覚えている。今同じような機会があったとすれば、成年後見制度の利用促進だけでなく、市民後見人の活動を推進するため、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等に取り組んでいることなど、話さなければならないことがたくさんある。この10年間で、成年後見に関わる厚生労働省の取組みは着実に進化してきており、これに伴い、市町村ごとに取組みの格差も如実に表れてきているという

のが現実であろう。

現在、高齢者の4人に1人が認知症の方またはその予備群と推計されており、今後、高齢化の進展に伴いさらに増加が見込まれている。2014年11月の認知症サミット日本後継イベントでは、内閣総理大臣から、わが国の認知症施策を加速するための新たな戦略を策定するよう、厚生労働大臣に対し指示があった。厚生労働大臣は、新プラン策定の3つの基本的考え方の中で、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて、省庁横断的に認知症に関わる施策全般の総合的な戦略としていくことを掲げている。認知症の方をはじめとする高齢者の権利擁護の観点から、成年後見制度の利用促進や市民後見人の活動支援は、重要な要素の1つとなってこよう。

認知症高齢者等にやさしい地域は、決して認知症の人だけにやさしい地域ではない。困っている人がいればその人に救いの手を差し伸べるというコミュニティの繋がりがこそその基盤にあるのではないか。地域ごとに市民後見人のしくみがどこまで広がっていくか、このような地域の再生の指標の1つとなってくるような気がする。

## 障害者権利条約と成年後見制度連続研究会 (第3回) 傍聴記

2014年7月26日に「障害者権利条約と成年後見制度連続研究会 第3回」が開催された。今研究会では、まず「障害者権利条約と成年後見制度：一般的意見第1号」と題して、立命館大学の長瀬修氏より、次に「障害者権利条約と成年後見制度」と題して、弁護士の池原毅和氏より、それぞれ報告がなされた。

### ◇「障害者権利条約と成年後見制度：一般的意見第1号」

一般的意見第1号は、障害者権利条約12条に関して国連の障害者の権利に関する委員会がまとめたものであり、長瀬氏からその概要の説明がなされた。この障害者の権利に関する委員会には大きく分けて2つの仕事があり、その1つは締約国が出した報告書を審査して勧告を出すことで、日本も2014年1月に批准したことから2年後には報告を出し、大体6年後には審査結果が出るとのことである。もう1つの仕事が、障害者権利条約の特定の条文に関して権威ある解釈を行うことで、「一般的意見（ジェネラルコメント）」といわれているものである。そして、今般12条に関する一般的意見が第1号として採択された。一般的意見第1号では、全般的に代理人による意思決定から支援付意思決定に移行するという点を、非常に強調した意見になっているとの説明がなされた。

報告の後半では、『実践成年後見』51号に掲載されている東京大学の川島聡氏の「障害者権利条約12条の解釈に関する一考察」という論考で述べられている「100%の意思決定支援は代理支援とどこが異なるのか」について、および長瀬氏が理事をされているインクルージョン・インターナショナルがこの2年間にわたり障害者権利条約12条に関する種々のグループディスカッションやミーティング等をまとめた「INDEPENDENT BUT NOT ALONE」というレポートの説明がなされ

た。

### ◇「障害者権利条約と成年後見制度」

池原氏からは、まず障害者権利条約12条2項の「法的能力」について、権利能力説と行為能力説があり、行為能力説と考えるべきである旨の指摘がなされた。次に、障害の社会モデル化と自己決定能力の平等性について、障害者権利条約における障害観は医学モデルではなく社会モデルの立場に立っている点、自己決定能力の面においても障害のレベルに合わせた社会的な支援のシステムを充実・変化させることにより平等化を図りうるのではないかなどの指摘がなされた。さらに、障害者権利条約12条3項と意思決定支援との関係について、Last Resortist（最後の行き着く場所、最後の手段）は、植物状態の人だけでなく、今の人間科学の水準からすると、どんなに一生懸命自己決定支援しても、結局その人の意思決定というのは引き出せないという場合は残るのではないかなどの説明がなされ、最後に現行法の改善について、①補充性の原則・必要性の原則を法律上明記すべきである、②合理的配慮としての自己（意思）決定支援へのための技術的な措置の必要性、③事理弁識能力の判断について、医学モデルだけでなく社会モデル化した鑑定を考えるべきではないか、④包括的・無期限の後見から個別事項別・時限的後見へ変化させるべきではないか、との問題提起がなされた。

（司法書士 山崎 政俊）

# 障害者権利条約と成年後見制度連続研究会

## (第4回) 傍聴記

2014年12月6日、標記研究会が約50名の参加者をもって開催された。関東学院大学教授・志村武氏より、2011年に実施されたアメリカ合衆国内における成年後見人の意思決定基準に関する調査報告があり、次にそれに基づく意思決定基準の類型化についての解説がなされた。

民法では、善管注意義務を前提に「本人の意思尊重」と「身上配慮」を後見人の義務として規定しているが、たとえば本人の意思を尊重すると本人の最善の利益が害されるような場合に、後見人は最終的にどのような判断をなすべきなのかについては具体的な基準は示されていない。同様な状況はアメリカにもあり、かかる問題意識のもとにこの調査が行われた。志村氏からは、分理上は「代行判断決定法理」はわが国の民法における「本人の意思尊重義務」に、「最善の利益基準」は「身上配慮義務」に対応すると考えられる、との整理を前提に、これまで理論的に相対立するものと考えられてきた「主観的な代行判断決定法理」と「客観的な最善の利益基準」をさらに狭義・広義に以下のように4類型化し、それらを固定的ではなく、動的に移行する連続体と捉えたうえで「後見人が意思決定を行う際の基本的スケール概念として活用していくもの」との考えが説明された。

- ① 狭義の代行判断決定法理 本人の「願望」「個人的価値」「希望」「意見」「選考」に基づいて、もし本人が意思決定できるならば、どのようにするかを踏まえて本人の立場から行うもの。
- ② 広義の代行判断決定法理 狭義の代行判断を緩め、より客観的な要素を取り入れたもの。
- ③ 広義の最善の利益基準 狭義の最善の利益基準を緩め、より主観的な要素を取り入れ

たもの。

- ④ 狭義の最善の利益基準 後見人として本人にとって最大の利益をもたらす意思決定は何かを、合理的な通常人の立場から考えるもの。

「私が病気でできなくなっても、年1度の孫への50万円の誕生日プレゼントを続けてほしい」と指示していた本人が、認知症が進行し、同時に収入が減少して生活が困窮する状況となった場合はどうするか。本人は当初考えていたとおりに50万円の寄付を継続する意思があるかどうか、現状では疑問であり、以前に表明した意思が不合理と判断されるならば、狭義・広義の代行判断決定法理は適用できず、広義・狭義の最善の利益基準への移行および適用により、後見人はプレゼントを減額または終了するという判断が可能となる。このような具体的事例を織り交ぜての説明が随所になされていた。

被後見人を取り巻く環境にはさまざまな場面や状況が想定される。また、後見人がどれだけ本人と関係を取り結び、かつ、状況把握と情報収集を行ってきたのか、も常に問われるところである。

「4類型相互の移行にあたってのチェック体制は?」「『狭義の最善の利益基準』への移行は特に慎重になされるべきである」等々の質疑応答も活発になされ、最後に「この意思決定に関するダイナミックな動きをわが国も参考にすべき」との新井理事長のまとめにて、研究会は終了となった。

(社会福祉士 平野 光男)

## 町田市 成年後見制度推進シンポジウム

「地域の未来を支える『市民後見人』～心に寄り添う成年後見人を～」

町田市で独自の市民後見人育成を始めるそのわずか5日前の2014年10月25日(土)に、このシンポジウムは開催された。参加者は290名で、ホテル内の会場は熱気に包まれた。時々間違われるが、町田市は神奈川県ではなく、東京都である。その町田市へ、遠くは岡山県や三重県からも参加があった。

一番の理由として、主催者側としては手前味噌だが、登壇者の豪華な顔ぶれによるものであったと思う。内容とともに、ここでご紹介する。まず、市長・議長の挨拶。そして第1部は新井誠氏(中央大学法学部教授・日本成年後見法学会理事長)による基調講演。高齢の参加者にもわかりやすく、また時に笑いの出る雰囲気ではあるが、制度の成り立ち、ドイツとの比較、市民後見人の意義、障害者権利条約、制度の課題についてもコンパクトに触れるものであった。

そして第2部、パネルディスカッションの冒頭は、厚生労働省の安藤正純氏と町田市より現状報告を行った。認知症高齢者数の増加やそれに対する取組み、そして市民後見人推進事業についての説明の中に、町田市がモデル自治体の1つであることも報告された。東京都が2005年度から2013年度まで実施していた養成事業に参加していたため、町田市ではすでに22名の市民後見人の登録と18件の受任実績があることを報告した。

コーディネーターは元NHKキャスターである町永俊雄氏(町田市在住の福祉ジャーナリスト)、パネリストは大貫正男司法書士と池田恵利子社会福祉士(いずれも日本成年後見法学会副理事長)、宮島美彩弁護士(町田市在住)、但野久美子氏(町田市市民後見人)である。

それぞれの立場や経験から、どうやって本人の心に寄り添うか、市民後見人と専門職の役割の違いや支援体制、市民後見人が気をつけることなど

について、活発に意見が交わされた。特に心に寄り添うという点で、「主役は本人である。本人の心の声を聴くことを自分に課している。答えがないことに向き合う」などの但野氏の言葉は、参加者に印象的だったようだ。新井氏の講評の後、町永氏から「地域の力、民力を高めること」とまとめられ、終了した。

余談ではあるが、市長と市議会議長が最後まで最前列で耳を傾けていたことが、登壇者からも、参加者のアンケートでも「よかった」と評価された。このような一自治体のシンポジウムに全国初となる日本成年後見法学会の共催をいただき、成功裡に終了できたことに、あらためて御礼を申し上げる。

また当日資料の残部があるので、ご希望の方は、下記までご連絡ください。

【連絡先】町田市福祉総務課 (042) 724-2537

(町田市 高木粧知子)



## 「私の決めたい医療

### ～医療行為における本人の意思決定支援～」 傍聴記

平成26年11月1日(土)に開催された、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート主催による標記シンポジウムの概要を報告する。

まず、コーディネーターであるリーガルサポート医療行為の同意検討委員会委員・前田稔氏から、判断能力に問題がある成年被後見人等に対する同意については、法的問題としてではなく、後見実務の現場で日常的に遭遇する身近な問題として考える必要がある、との報告がなされた。

シンポジウムの内容については、①自己決定支援、②家族、成年後見人等による代行決定、③支援者の役割と責任に分類して報告がなされた。

#### ◆自己決定支援

京都府立医科大学講師・成木迅氏から、医療現場で起こりやすい問題として、医師の説明に同意すれば判断能力がある、同意できなければ判断能力なしとする傾向があるとの指摘があった。複雑に絡み合った医療には高度の認知能力が必要とされており、医師も同意能力についてたびたび評価する必要があると医師の立場から発言があった。同意書さえあれば問題はないという医療現場の問題も指摘された。次に、前述の委員会副委員長・中野篤子氏は、多くの成年後見人等はその業務の中で、医師に必要な情報を提供し、医師からの説明を受け、入院手続きを行っているが、手術・胃瘻など医的侵襲を伴う処置については親族に委ねていると述べた。親族の同意に法的根拠はないが、「同意する」書面がないと治療が進まない状況が医療現場にあり、成年後見人等が判断を求められる実情が報告された。続いて、千葉大学教授・小賀野晶一氏から、他者代行には法整備がなされていないとし、日本弁護士連合会、リーガルサポートの提言を対比して紹介し、本人の決定を大事にすることが最善の利益であると発言があった。

#### ◆家族、成年後見人等による代行決定

中野氏は、常に本人には判断能力があることを前提として、本人の同意を引き出す支援を第1に考えるべきであり、代行決定は最終手段であると述べた。その際も支援者が集まり、本人中心の決定を行い、支援すべきであると発言された。医療現場でのスキル不足、インフォームド・コンセントの形骸化を指摘し、第三者との協働による決定・支援が必要であるとの発言があった。小賀野氏からは、本人・家族との関係を中心とした意思決定支援を進め、代理決定から代行決定を行うべきとの発言があった。

#### ◆支援者の役割と責任

中野氏は、複数の関与者がいる場合は、本人のことを理解し、考えることができる家族が一番適任ではあるが、望ましくない家族である場合には成年後見人等が代行決定するが、本人の立場からは家族による代行が望ましいと述べた。一方で、成木氏は、選択・決定に関わる1人として、①本人の立場から継続的な関与が必要、②家族を孤立させない、③判断に悩む家族への支援も成年後見人等の役割であると指摘した。また、小賀野氏も成年後見人等による代理決定、家族を中心とした代行決定などさまざまな考え方はあるが、本人・家族・医療現場・成年後見人等が協働し、本人の立場に立ち意思決定支援のプロセスに継続的に関与することが重要と発言した。さらに、家庭裁判所の監督機能を活用することも検討する必要があるとまとめた。

フロアからは、意思決定代行の透明化が必要であり、ベスト・プラクティスが可能な環境整備、市民社会の充実が必要である、医療現場におけるインフォームド・チョイス、誰もが納得でき、例外にも対応できるシステムを作る必要がある、との発言があった。(社会福祉士 阪田 健嗣)

● 私と成年後見 ●

## 便利な制度の功罪

成年後見制度が2000年に発足してから、14年余が経過した。後見人の使い込みや任意後見契約の濫用等の不祥事が報道され、民法には規定のない後見支援信託制度の導入など、制度の見直し、改革の時期に入っている。高齢化社会の到来と認知症高齢者の増加を背景に、成年後見制度は、弊害があったとしても、制度自体をなくすことのできない必要な確固たる存在になっている。

必要な存在にはいるが、弊害が不可避免的に想定されるものとして、自動車がある。自動車の台数が少なかった頃は人は物珍しく見守っていたとしても、台数が増えるに従って、交通事故の数も増加し、被害も甚大になっていく。

### ◇成年後見を支える制度の整備

交通事故が増えても、被害が甚大になっても、自動車の利便性には抗えない。そこで、対策の1つは、運転者に着目して、その資質の向上を図ること、すなわち運転免許制度の導入となる。また他の対策として、物的な設備に着目して、事故を防ぐために、車道と歩道の区別、ガードレールの設置等が行われ、交通ルールの整備も進められた。さらには、交通事故が完全には回避できないことを意識して保険制度が整えられてきた。

成年後見制度における後見支援信託制度は自動車に例えれば、事故を防ぐための物的な制度の1つということになる。今後とも、成年後見制度の弊害をできるだけ少なくして、本人の幸せのための制度とするために携わる人材や制度の整備、ルールづくりが望まれる。

### ◇成年後見の担い手の資質向上

まずは、成年後見制度を担う人材に注目して、成年後見人等（保佐人・補助人・任意後見人・監督人）の資質の向上が必要になろう。

資産状況を親族（たとえば子）に知らせずに自己管理したいと考えている高齢者も多く、親族を成年後見人等（ことに単独で）とすることがそもそも本人の意思に叶うかどうかの問題がある。本人確認が厳格になされるため、認知症に罹患していると判明すれば預金等の金融資産は容易には解約できず、ある意味でガードされている。後見が開始すると、このガードが解かれて、他人である成年後見人に財産を管理し解約できる大きな力が付与されることになる。不正を防止し、よりよい後見を実現するためには、単独ではなく、複数後見人が協力し合って職務を行ってはどうかと考える。未成年者の親権者は、父・母両名であり、未成年後見についても複数後見が可能になった。監督人では、不祥事後追いのチェックとなって監督の実をあげることは難しいのが実情で、複数後見人であれば同時に同等の立場で管理財産を把握でき、双方牽制し合うことができる。複数後見人の意見が合わないと、手続が進まないとの危惧もあるだろうが、拙速に進むよりは複数の知恵で慎重に進めてもよいのではなかろうか。

高齢になって心身の衰えを感じざるを得ない中で、自分らしい生き方を最後まで貫かれた被後見人の方々から教えていただいたことは、老い支度の大切さ、ことに周囲に複数の頼れる相談相手をもつことだと思う。高齢者同士、また若者も交えての人の輪の大切さを思う。

（弁護士 布施 憲子）

## 判例研究

## 判例研究委員会

■高齢者が締結した約3億円の梵鐘製作請負契約につき、消費者契約法4条に基づく取消しが認められた事例（大阪地裁平成23年3月4日判決・判時2114号87頁）

## 〔事案の概要〕

X（大正4年11月24日生）は、梵鐘の製作を希望して平成11年以前からY会社の従業員と交渉してきた。Xは平成19年2月26日、Yの従業員に梵鐘製作の具体的要請をした。その後、XはYの従業員と具体的な内容について話を進め、同年2月27日に、代金約3億円、翌日前金2億円を支払うこと、残金の支払いを梵鐘完成時との合意をした。そこでYの従業員は2月28日に注文書、請求書等を持参し、3月1日付の請負契約（この契約書では前払いされる2億円が解約金ないし違約金とする旨の記載があった）を締結し、Xは前金として2億円を支払った。ところが、Xは平成19年8月23日および9月5日に認知症であるとの診断を受けた。Xは自身の子との間で平成19年9月19日付けで任意後見契約を締結し、その後、任意後見監督人が選任され、平成20年1月8日付けで選任登記がなされた。Xの任意後見人は平成20年1月25日付けで本件請負契約の取消しをYに対して行った。

## 〔判決要旨〕

本件契約が消費者契約法2条に定める消費者契約に該当することを肯定した。

そこで、本件請負契約をみてみると、製作される梵鐘は、外口径約3333mmという「巨大なものであること、寺院等でない一個人であるXが注文者であること、約定の期間の後には梵鐘が完成されるにもかかわらず、この時点で、完成した梵鐘を奉納し、設置する場所が未確定であるというのは、寺院等でない一個人が注文者となる契約であることも考えると極めて異例なことといわざるを得ない。そして、請負人であるYの側においても、そのような例は経験がなく、梵鐘の奉納場所が予め確保される前にこれを製作するのは無理なことであるとの認識が従前からあったことに鑑みると、本件請負契約において、完成した梵鐘を奉納し、設置する場所に係る約定は、仕事の内容、請負代金、製作期間等と同様に、契約内容のうち重要な部分をなすものというべきである。そうすると、XとYとの間の本件請負契約は、本件契約書が作成された時点である同月16日において締結され、成立したものと認定するのが相当である」としたうえで、2億円の支払いについては、契約書のなかで初めて中途解約時の解約金ないし違約金と規定されており、単なる契約金ないし前金とは異なるものに変更されているにもかかわらず、Yの従業員はXにそのことを告げたとの事実は認められないとした。こうしたことから、Yの従業員が故意に告げなかったことにより、Xにそのことを誤信させ、本件請負契約を締結させたものであるとして、消費者契約法4条2項の取消事由があると認めた。

## 〔解説〕

本事例および判決の内容自体は成年後見そのものとはあまり関係はない。判決の内容そのものは消費者契約法4条2項の取消権行使の可否について論じたものである。この点について、裁判所は、「故意に」不利益となる事実を告げなかった、という場合の「故意」については、当該消費者に不利益な事実が存在することの認識だけで足りるとする立場に近い解釈をとったものであり、消費者保護のために取消権を広範囲に認めようとする見解をとっているものと考えられる。

なお、本件について、積極的に成年後見制度を利用し、原告本人の契約時における意思能力を問題にしなかった理由を考えると、本件で契約締結時に意思能力がなかったとすると、その後に行われた任意後見契約の効力自体も問題とせざるを得なくなるからであろう。

（明治大学准教授 星野 茂）

■委員会報告■——制度改正研究委員会

2010年成年後見法世界会議における成年後見制度に関する横浜宣言が、成年者の国際的保護に関する条約および障害者権利条約の理念に基づく本人主体の法定後見制度への転換を提唱したことを受けて、委員会では、2011年から、法定後見制度の抜本的改正を検討課題として設定した。その基本的視点は、代理・代行制度の必要性を前提としつつ、現行制度は、①後見類型における包括的な取消権と代理権、②保佐類型における包括的な取消権、③後見等開始後は定期的見直しが行われることなく継続する点等において、同条約との抵触が明らかと認識し、必要性の原則を導入し、本人の自律性を最大限尊重する制度に転換させることをめざすものである。

本年度は、この問題意識に基づき、法定後見制度の将来像を検討し、支援の基本を意思決定支援に置きつつ、制度の枠組みについては一元主義を導入し、本人に判断能力がない場合は裁判所の決定のみで、判断能力が減退している場合は本人の意思に基づき裁判所の決定により、本人の支援に必要な限度で、法定代理権および取消権を付与する制度を構想した。あわせて成年後見制度の利用が決定されても、定期的に本人の能力を見直すこととしなければならない。この構想にしたがい、現在、法定後見制度に関する個別具体的な論点整理を行っている。

(制度改正研究委員会委員長 赤沼 康弘)

■委員会報告■——高次脳機能障害に関する研究委員会

当研究委員会の平成26年度の活動は、以下のとおりである。なお、当委員会の活動の中心は、「高次脳機能障害者支援法（委員会試案）」の普及であるところ、今年度は講演等の要請の機会はなかった。

- ① 大輪典子班長の監修の下、『高次脳機能障害者の親族後見人ガイドブック』（親族後見人の行動指針）を発行することができた。これは、NPO 法人日本脳外傷友の会が一般社団法人日本損害保険協会から得た助成金をもとに、当委員会が企画・編集を担当させていただき実現した、「友の会」とのコラボレーション事業である。
- ② 「高次脳機能障害者のための住まい方研究」班（班長・井上直樹委員）では、井上班長が三郷市で開所する予定の、実践的・臨床的障害者支援施設への期待が高まっている。意思決定支援の実践場になると思われ、限りない可能性を秘めている。
- ③ 「信託の利用の研究」班（班長・遠藤英嗣委員）では、親なき後問題など福祉信託の研究を行った。現行法の中でも検討の余地が見えてきたとの報告を受けており、次年度の研究に期待が高まっている。

その他、委員会の中では、後見制度等を利用する家族アンケートを実施したい、との意見があり、次年度は、なぜ高次脳機能障害者の家族では成年後見制度の利用が低迷しているのか、その理由や意思決定支援の現状、成年後見制度以外のオルタナティブも検討する必要があると思われる。

(高次脳機能障害に関する研究委員会委員長 長谷川秀夫)



### ■委員会報告■——判例研究委員会

現在、判例研究委員会のメンバーは20名である。今年度も、成年後見に関する裁判例の収集、裁判例の分析・検討を中心に活動を行った。

今年度で開催された研究会は以下のとおりである。なお、事案については、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『後見六法〔2014年版〕』（民事法研究会）および今年度の研究成果を参照されたい。

- ① 第29回（平成26年5月17日）
  - a) 〔報告者〕 星野茂委員  
〔報告裁判例〕 大阪高裁平成24年9月6日判決（家庭裁判所月報65巻5号84頁）
  - b) 〔報告者〕 熊谷士郎委員  
〔報告裁判例〕 大阪地裁平成24年11月12日判決（判例時報2174号77頁等）
- ② 第30回（平成26年8月9日）
  - 〔報告者〕 清水恵介委員  
〔報告裁判例〕 名古屋高裁平成26年4月24日判決（金融・商事判例1445号24頁）
- ③ 第31回（平成26年11月29日）
  - a) 〔報告者〕 藤原正則委員  
〔報告裁判例〕 最高裁平成26年3月14日判決（裁判所時報1599号1頁・判例時報2224号44頁等）
  - b) 〔報告者〕 平山也寸志委員  
〔報告裁判例〕 名古屋高裁平成26年2月7日決定（裁判所ウェブサイト）
- ④ 第32回（平成27年2月28日）（予定）
  - 〔報告者〕 蓮田哲也氏  
〔報告裁判例〕 東京地裁平成22年12月28日判決（金融法務事情1948号119頁）

今年度の研究成果は以下のとおりである。

- ① 西島良尚委員 成年後見法研究12号・じゃがれたー23号（認知症者の鉄道事故における親族の監督責任）
- ② 星野茂委員 実践成年後見51号・じゃがれたー24号（高齢者が締結した約3億円の梵鐘の製作請負契約につき、消費者契約法4条に基づく取消しが認められた事例）
- ③ 中村昌美委員 実践成年後見52号（普通預金口座は誰のものか 預金債権の帰属——事務管理を認めたケース）
- ④ 清水恵介委員 実践成年後見53号（認知症者の鉄道事故につき妻の監督責任を認めて半額の損害賠償を命じた事件）

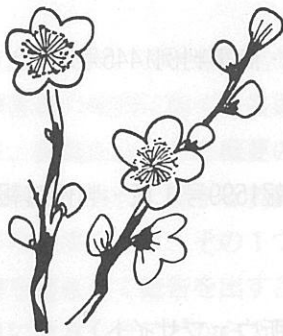
（判例研究委員会委員長 村田 彰）

## ◆第12回学術大会へ向けて◆

本年の学術大会は、日本大学法学部10号館（予定）において、右記のとおりの方針で開催いたします。

第12回学術大会の統一テーマは「後見人の職務Ⅱ——障害者権利条約を踏えた方向性の模索」です。イギリス・フランス・韓国など、諸外国の取組みなど紹介し、グローバルな視点から日本の成年後見制度のあり方を考えていきます。

また、基調報告をもとにしたパネルディスカッションも行う予定です。



【日 程】 平成27年 5月30日(土)10時～18時

【場 所】 日本大学法学部10号館（予定）

【聴講料】 正会員  
賛助会員（2名まで） } 無料  
会友  
一般 2000円

【開 場】 午前 9時30分

【統一テーマ】 後見人の職務Ⅱ——障害者権利条約を踏えた方向性の模索

【概 要】 [基調報告]

- ・世界からみた日本の成年後見制度(仮)  
Michael Ganner 教授（オーストリア・インスブルック大学）
- ・韓国における成年後見制度と障害者権利条約(仮)  
朴仁煥教授（韓国・仁荷大 学 校）
- ・フランスにおける成年後見制度と障害者権利条約(仮)  
山城一真准教授（早稲田大学）
- ・イギリス意思決定能力法に学ぶこと(仮)  
浜島恭子（DPI 日本会議）

※当日は通訳があります。

【申込み】 事務局 FAX 03-5798-7278

E-mail j\_jaga@nifty.com

※懇親会参加の有無もご明記ください。

### 「障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」について

(1) 第 5 回

日時：平成27年 2月 7日(土) 15時～18時

場所：中央大学駿河台記念館510号室

報告者：柴田洋弥氏（東京都発達障害支援協会）  
名川勝氏（筑波大学）

(2) 第 6 回

日時：平成27年 4月11日(土) 14時～18時

場所：中央大学駿河台記念館370号室

報告者：フォルカー・リップ氏  
（ドイツ・ゲッチンゲン大学）

#### 【日本成年後見法学会事務局】

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16  
(株)民事法研究会内

TEL 03-5798-7239 (直) FAX 03-5798-7278

E-mail j\_jaga@nifty.com

◆編集後記◆ 国際シンポジウムで韓国の「特定後見人」の発表を聞いた。後見人が単独で処理可能な業務も、同行支援し具体的説明を行い、意思決定支援する。日本の日常生活自立支援事業と大変似ている。意思決定支援の実践値がすでにあり、参考になる。 (大輪 典子)